

○環境省令第 号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）の施行に伴い、及び大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

環境大臣 小泉進次郎

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令  
（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるも

のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定粉じん排出等作業の実施の届出)</p> <p>第十条の四 第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 第十八条の十七第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>四 (略)</p> <p>(水銀排出施設の設置等の届出)</p> <p>第十条の五 第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 第十八条の二十八第二項(第十八条の二十九第二項及び第十八条の三十第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 (略)</p>	<p>(特定粉じん排出等作業の実施の届出)</p> <p>第十条の四 第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によつてなければならない。</p> <p>2 第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>四 (略)</p> <p>(水銀排出施設の設置等の届出)</p> <p>第十条の五 第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてなければならない。</p> <p>2 第十八条の二十三第二項(第十八条の二十四第二項及び第十八条の二十五第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 (略)</p>

3 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させることができる。

(水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書)

第十条の六 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(氏名の変更等の届出)

第十一条 法第十一条(法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十二条 法第十二条第三項(法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

3 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させることができる。

(水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書)

第十条の六 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(氏名の変更等の届出)

第十一条 法第十一条(法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十二条 法第十二条第三項(法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

(作業基準)

第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

一 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。

イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 特定工事の場所

ハ 特定粉じん排出等作業の種類

ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ヘ 特定粉じん排出等作業の方法

ト 第十条の四第二項各号に掲げる事項

二 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた揭示板を設けること。

イ 長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上であること。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代

(作業基準)

第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

(新設)

一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した揭示板を設けること。

イ 法第十八条の十五第一項又は第二項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

表者の氏名

(2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するとき  
は、法第十八条の十七第一項又は第二項の届出年月日  
及び届出先

(3) 第十条の四第二項第三号並びに前号ニ及びへに掲  
げる事項

(削る)

(削る)

(削る)

三 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定  
工事における施工の分担関係に依りて、当該特定工事にお  
ける特定粉じん排出等作業の実施状況（別表第七の一の項  
中欄に掲げる作業並びに六の項下欄イ及びハの作業を行う  
ときは、同表の一の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確  
認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に  
基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容  
を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、こ  
れを特定工事が終了するまでの間保存すること。

四 特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が  
作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出  
等作業が第一号に規定する計画に基づき適切に行われてい  
ることを確認すること。

五 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事  
における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下  
この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場  
所

(新設)

(新設)

(新設)

を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に)、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。

六 前各号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(解体等工事に係る調査の方法)

第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。ただし、解体等工事が次に掲げる建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他の書面により明らかであつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合は、この限りではない。

イ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等(ロからホまでに掲げるものを除く。)

ロ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備(配管を含む。以下この号において同じ。)であつて、平成十九年十月一日以後にその接合部分にガasketを設置したもの

二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(特定工事に該当しないことが明らかでない建設工事)

第十六条の五 法第十八条の十七第一項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

一 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

二 建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等(平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。)を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

ハ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であつて、平成二十一年四月一日以後にその接合部分にガスケット又はグラウンドパッキンを設置したもの

ニ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成二十三年三月一日以後にその接合部分にグラウンドパッキンを設置したもの

ホ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成二十四年三月一日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

二 前号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に關する措置を講ずる場合は、この限りでない。

(解体等工事に係る説明の時期)

第十六条の六 法第十八条の十五第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

(解体等工事に係る説明の時期)

第十六条の六 法第十八条の十七第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

(解体等工事に係る説明の事項)

第十六条の七 法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十八条の十五第一項又は第四項の規定による調査(以下「事前調査」という。)を終了した年月日

二 事前調査の方法

(削る)

三 解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当するときは、第十条の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項

四 解体等工事が届出対象特定工事に該当するときは、第十条の四第二項各号に掲げる事項

(解体等工事に係る調査に関する記録等)

第十六条の八 法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記録は、次に掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるものいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項に限る。)について作成し、これを解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。

一 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 解体等工事の場所

三 解体等工事の名称及び概要

四 前条第一号及び第二号に掲げる事項

五 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日(解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イか

(解体等工事に係る説明の事項)

第十六条の七 法第十八条の十七第一項前段の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 調査を終了した年月日

二 調査の方法

三 調査の結果

(新設)

(新設)

(特定工事に係る説明の事項)

第十六条の八 法第十八条の十七第一項後段の環境省令で定める事項は、第十条の四第二項各号に掲げる事項とする。

らホまでに掲げるものいづれかに該当する場合にあつては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日)

六 解体等工事に係る建築物等の概要

七 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分

八 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称

九 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨)及びその根拠

2 法第十八条の十五第三項に規定する書面の写しは、解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。

(解体等工事に係る掲示の方法)

第十六条の九 法第十八条の十五第五項の規定による掲示は、長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第十六条の十 法第十八条の十五第五項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(解体等工事に係る掲示の方法)

第十六条の九 法第十八条の十七第四項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第十六条の十 法第十八条の十七第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十八条の十七第一項又は第三項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、

二 第十六条の七第一号及び第二号に掲げる事項

(削る)

三 (略)

(下請負人に対する説明の事項)

第十六条の十一 法第十八条の十六第三項に規定する環境省令で定める事項は、第十条の四第二項第二号及び第十六条の四第一号ハからホまでに掲げる事項とする。

(集じん・排気装置)

第十六条の十二 法第十八条の十九第一号口の環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格Z八二二二に定めるHEPAフィルタを付けたものとする。

(隔離等の方法に準ずる方法)

第十六条の十三 法第十八条の十九第一号ハの環境省令で定める方法は、同号口に規定する方法と同等以上の効果を有する方法とする。

(被覆又は固着の方法)

第十六条の十四 法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め(以下「囲い込み等」という。)を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第十六条の

その代表者の氏名

二 調査を終了した年月日

三 調査の方法

四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十二に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。

(特定粉じん排出等作業の結果の報告等)

第十六条の十五 法第十八条の二十三第一項の規定による報告は

、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- 二 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- 三 第十六条の四第五号に規定する確認を行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

2 法第十八条の二十三第一項に規定する記録は、次の各号に掲

げる事項について作成し、特定工事が終了した日から三年間、これを同項に規定する書面の写し及び第十六条の四第五号に規定する確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。

一 第十条の四第二項第三号及び第四号並びに第十六条の四第一号イからハまでに掲げる事項

二 特定粉じん排出等作業を実施した期間

三 特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。）

イ 第十六条の四第五号に規定する確認をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名

ロ 別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに同表の六の項下欄イ及びハの作業を行ったときは、同表の一の項下

(新設)

欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名

（特定粉じん排出等作業に関する記録）

第十六条の十六 法第十八条の二十三第二項に規定する記録は、前条第二項各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から三年間、これを第十六条の四第五号に規定する確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し（同号ただし書の規定により、解体等工事の自主施工者である個人が自ら当該確認を行った場合を除く。）とともに保存するものとする。

（水銀等の排出基準）

第十六条の十七 法第十八条の二十七の規定による水銀等に係る排出基準は、水銀濃度（ガス状水銀（排出ガス中に含まれる気体状の水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定されたガス状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）及び粒子状水銀（排出ガス中のダストに含まれる水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定された粒子状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）の合計とする。以下同じ。）が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表

（新設）

（水銀等の排出基準）

第十六条の十一 法第十八条の二十二の規定による水銀等に係る排出基準は、水銀濃度（ガス状水銀（排出ガス中に含まれる気体状の水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定されたガス状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）及び粒子状水銀（排出ガス中のダストに含まれる水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定された粒子状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）の合計とする。以下同じ。）が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表

<p>の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。</p> <p>2 水銀排出施設が、連続する三年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規定する排出基準を満たすことをもつて当該施設の排出基準を満たしているものとみなすことができる（当該期間において、当該施設について法第十八条の三十の規定による構造等の変更の届出を行わない場合に限る。）。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(水銀濃度の測定)</p> <p>第十六条の十八 法第十八条の三十五の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>第十六条の十九・第十六条の二十 (略)</p> <p>別表第三の三(第五条の二、第十六条の十七関係)</p>	<p>八 (略)</p> <p>(略)</p> <p>令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二</p> <p>(略)</p> <p>三〇マイク ログラム</p>
---	--

<p>の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。</p> <p>2 水銀排出施設が、連続する三年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規定する排出基準を満たすことをもつて当該施設の排出基準を満たしているものとみなすことができる（当該期間において、当該施設について法第十八条の二十五の規定による構造等の変更の届出を行わない場合に限る。）。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(水銀濃度の測定)</p> <p>第十六条の十二 法第十八条の三十の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>第十六条の十三・第十六条の十四 (略)</p> <p>別表第三の三(第五条の二、第十六条の十一関係)</p>	<p>八 (略)</p> <p>(略)</p> <p>令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二</p> <p>(略)</p> <p>三〇マイク ログラム</p>
---	--

(略)	<p>に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）</p>	(略)
<p>備考 (略) 別表第七 (第十六条の四関係)</p>	<p>一 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離するのと。隔離に当たつては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日</p>

(略)	<p>に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）</p>	(略)
<p>備考 (略) 別表第七 (第十六条の四関係)</p>	<p>一 令第三条の四第一号に掲げる作業（次項又は三の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日</p>

の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ホ (略)

へ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ホ (略)

へ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

二	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築物を</p>	<p>ト 特定建築物の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、特定建築物を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p> <p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築物を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 特定建築物の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築</p>
---	--	---

二	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる建築物を除去する作業であつて、</p>	<p>ト ハ、二及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>ト 特定建築物の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、特定建築物を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p> <p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築物を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 特定建築物の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築</p>
---	--	--

	<p>落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（五）の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
<p>三</p>	<p>令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>(新設)</p> <p>材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>

	四
<p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>	<p>令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の</p>
<p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	

六	五	
令第三条の四 第二号に掲げ る作業のうち 吹付け石綿	(略)	項まで及び次 項に掲げるも のを除く。
次に掲げる事項を遵守して作業の 対象となる建築物等の部分に使用 されている特定建築材料の除去若 しくは囲い込み等を行うか、又は	(略)	、又は飛散させる原因となるも のとして環境大臣が定めるもの にあつては、イの方法により除 去することが技術上著しく困難 なとき又は令第三条の四第二号 に掲げる作業に該当するものと して行う作業の性質上適しない ときは、次に掲げる措置を講ず ること。 (1) 特定建築材料の除去を行う 部分の周辺を事前に養生する こと。 (2) 除去する特定建築材料を菓 液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業 場内の特定粉じんを清掃するこ と。この場合において、養生を 行ったときは、当該養生を解く に当たつて、作業場内の清掃そ の他の特定粉じんの処理を行う こと。
四	三	
令第三条の四 第二号に掲げ る作業	(略)	
次に掲げる事項を遵守して作業の 対象となる建築物等の部分に使用 されている特定建築材料を除去し 囲い込み、若しくは封じ込める	(略)	

		<p>及び石綿含有断熱材等に係る作業</p> <p>これらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等</p>
		<p>か、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>(新設)</p>

---

を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

---


---

様式第 1

ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書

都道府県知事 殿  
市

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名 届出者 氏名 印

大気汚染防止法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）の規定により、ばい煙発生施設  
について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名称	※整理番号	
工場又は事業場の 所在地	※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の 種類	※施設番号	
ばい煙発生施設の 構造	※審査結果	
ばい煙発生施設の 使用の方法	別紙2のとおり。	
ばい煙の処理の方 法	別紙3のとおり。	※備 考

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び  
名称を記載すること。

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させ  
ること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規  
格A4とする。
- 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法  
人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第 1

ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書

都道府県知事 殿  
市

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名 届出者 氏名 印

大気汚染防止法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）の規定により、ばい煙発生施設  
について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名称	※整理番号	
工場又は事業場の 所在地	※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の 種類	※施設番号	
ばい煙発生施設の 構造	※審査結果	
ばい煙発生施設の 使用の方法	別紙2のとおり。	
ばい煙の処理の方 法	別紙3のとおり。	※備 考

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び  
名称を記載すること。

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させ  
ること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規  
格A4とする。
- 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法  
人にあつてはその代表者）が署名することができる。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号						
名称及び型式						
設置年月日	年	月	日	年	月	日
着手予定年月日	年	月	日	年	月	日
使用開始予定年月日	年	月	日	年	月	日
伝熱面積 (m <sup>2</sup> )						
燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)						
原料の処理能力 (t/h)						
火格子面積又は羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )						
変圧器の定格容量 (kVA)						
触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)						
焼却能力 (kg/h)						
乾燥施設の容量 (m <sup>3</sup> )						
電流容量 (kA)						
ポンプの動力 (kW)						
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)						

## 備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号						
名称及び型式						
設置年月日	年	月	日	年	月	日
着手予定年月日	年	月	日	年	月	日
使用開始予定年月日	年	月	日	年	月	日
伝熱面積 (m <sup>2</sup> )						
燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)						
原料の処理能力 (t/h)						
火格子面積又は羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )						
変圧器の定格容量 (kVA)						
触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)						
焼却能力 (kg/h)						
乾燥施設の容量 (m <sup>3</sup> )						
電流容量 (kA)						
ポンプの動力 (kW)						
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)						

## 備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

別紙 2

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	時～時	時～時
使用状況	1日の使用時間及び月 使用日数等	時間/回/日/月 時間/回/日/月
原材料	種別	
ばい煙の発生に影響のあるものに 限る。)	ばい煙の発生に影響のあるものに 限る。)	
燃料又は電力	燃料中の成分割合(%) 発熱量 通常の使用量	灰分   ばい煙成分   窒素成分
排出ガス量	湿り 乾き	最大   通常   最大   通常
排出ガス温度(℃)		
排出ガス中の酸素濃度(%)	ばいじん (g/Lm <sup>3</sup> ) いおう酸化物(容量比 ppm)	最大   通常   最大   通常
ばい煙の濃度	カドミウム及びその化合物 (mg/m <sup>3</sup> )	最大   通常   最大   通常
	塩素 (mg/m <sup>3</sup> )	最大   通常   最大   通常
	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> )	最大   通常   最大   通常
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/m <sup>3</sup> )	最大   通常   最大   通常
	鉛及びその他の化合物 (mg/m <sup>3</sup> )	最大   通常   最大   通常
窒素酸化物(容量比 ppm)	最大   通常   最大   通常	
ばい煙量	いおう酸化物 (m <sup>3</sup> /h)	最大   通常   最大   通常
参考事項		

備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。

3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。

5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常用において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

別紙 2

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	時～時	時～時
使用状況	1日の使用時間及び月 使用日数等	時間/回/日/月 時間/回/日/月
原材料	種別	
ばい煙の発生に影響のあるものに 限る。)	ばい煙の発生に影響のあるものに 限る。)	
燃料又は電力	燃料中の成分割合(%) 発熱量 通常の使用量	灰分   ばい煙成分   窒素成分
排出ガス量	湿り 乾き	最大   通常   最大   通常
排出ガス温度(℃)		
排出ガス中の酸素濃度(%)	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> ) いおう酸化物(容量比 ppm)	最大   通常   最大   通常
ばい煙の濃度	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大   通常   最大   通常
	塩素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大   通常   最大   通常
	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大   通常   最大   通常
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大   通常   最大   通常
	鉛及びその他の化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大   通常   最大   通常
窒素酸化物(容量比 ppm)	最大   通常   最大   通常	
ばい煙量	いおう酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大   通常   最大   通常
参考事項		

備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。

4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常用において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

別紙 3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号			
ばい煙処理施設の種別、名称及び形式			
設置	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始	年 月 日	年 月 日	年 月 日
排出ガス量 (㎥ <sup>3</sup> /h)	最大		
	通常		
排出ガス温度 (℃)	処理前		
	処理後		
ばいじん (g/㎥ <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
いおう酸化物 (容量比 ppm)	処理前		
	処理後		
カドミウム及びその化合物 (mg/㎥ <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
塩素 (mg/㎥ <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
塩化水素 (mg/㎥ <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/㎥ <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
鉛及びその化合物 (mg/㎥ <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
窒素酸化物 (容量比 ppm)	処理前		
	処理後		
ばい煙量	最大処理前		
	通常処理前		
いおう酸化物 (㎥ <sup>3</sup> /h)	通常処理後		
	最大処理後		

別紙 3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号			
ばい煙処理施設の種別、名称及び形式			
設置	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始	年 月 日	年 月 日	年 月 日
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大		
	通常		
排出ガス温度 (℃)	処理前		
	処理後		
ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
いおう酸化物 (容量比 ppm)	処理前		
	処理後		
カドミウム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
塩素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前		
	処理後		
窒素酸化物 (容量比 ppm)	処理前		
	処理後		
ばい煙量	最大処理前		
	通常処理前		
いおう酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	通常処理後		
	最大処理後		

捕集効率 (%)	ばいじん		
	いおう酸化合物		
カドミウム及びその化合物	塩		
	塩化水素		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		
鉛及びその化合物			
	窒素酸化合物		
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月
排出口の実高さ Ho (m)			
補正された排出口の高さ He (m)			
排出速度 (m/s)			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が等度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さ He は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図を添付すること。

捕集効率 (%)	ばいじん		
	いおう酸化合物		
カドミウム及びその化合物	塩		
	塩化水素		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		
鉛及びその化合物			
	窒素酸化合物		
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月
排出口の実高さ Ho (m)			
補正された排出口の高さ He (m)			
排出速度 (m/s)			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さ He は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図を添付すること。

様式第2の2

揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

都道府県知事 殿  
市 長

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名 届出者 氏名 印

大気汚染防止法第17条の5第1項（第17条の6第1項、第17条の7第1項）の規定により、  
揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類	※施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	※審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり	※備考

- 備考1 揮発性有機化合物排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 6 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

様式第2の2

揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

都道府県知事 殿  
市 長

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名 届出者 氏名 印

大気汚染防止法第17条の5第1項（第17条の6第1項、第17条の7第1項）の規定により、  
揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類	※施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	※審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり	※備考

- 備考1 揮発性有機化合物排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 6 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
送付機の送風能力 ( $m^3/h$ )			
排風機の排風能力 ( $m^3/h$ )			
規 模	揮発性有機化合物が 空気に接する面の面 積 ( $m^2$ )		
容 量 (kg)			
1日の使用時間及び月使用 日数等	時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
排出ガス量 ( $m^3/h$ )			
使用する主な揮発性有機化 合物の種類			
揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 5 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が 1 気圧の状態における量に換算したものとす。
- 6 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 8 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 9 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
送付機の送風能力 ( $m^3/h$ )			
排風機の排風能力 ( $m^3/h$ )			
規 模	揮発性有機化合物が 空気に接する面の面 積 ( $m^2$ )		
容 量 (kg)			
1日の使用時間及び月使用 日数等	時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
排出ガス量 ( $Nm^3/h$ )			
使用する主な揮発性有機化 合物の種類			
揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

## 別紙 2

## 揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号									
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号									
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式									
設置年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
着手予定年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
使用開始予定年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)									
処理能力	揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))	処理前							
		処理後							
処理効力	処理率 (%)								

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること

## 別紙 2

## 揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号									
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号									
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式									
設置年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
着手予定年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
使用開始予定年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)									
処理能力	揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))	処理前							
		処理後							
処理効力	処理率 (%)								

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること

様式第3

一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書

都道府県知事 殿  
市 長

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名 届出者 氏名 印

大気汚染防止法第18条第1項（第18条第3項、第18条の2第1項）の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※__整理番号	
工場又は事業場の所在地	※__受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種類	※__施設番号	
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり。 ※__審査結果 ※__備考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することには代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第3

一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書

都道府県知事 殿  
市 長

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名 届出者 氏名 印

大気汚染防止法第18条第1項（第18条第3項、第18条の2第1項）の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※__整理番号	
工場又は事業場の所在地	※__受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種類	※__施設番号	
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり。 ※__審査結果 ※__備考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することには代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

## 一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模	原料の処理能力 (t/日)		
	炉室数		
模 様	炭 化 時 間 (h)		
	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
装炭作業	集 じ ん 機 効 率 (%)		
	送 風 機 の 原 動 機 出 力 (kW)		
窯 出 作 業	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
	集 じ ん 機 効 率 (%)		
消 化 作 業	送 風 機 の 原 動 機 出 力 (kW)		
	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
参考事項			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

## 一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模	原料の処理能力 (t/日)		
	炉室数		
模 様	炭 化 時 間 (h)		
	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
装炭作業	集 じ ん 機 効 率 (%)		
	送 風 機 の 原 動 機 出 力 (kW)		
窯 出 作 業	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
	集 じ ん 機 効 率 (%)		
消 化 作 業	送 風 機 の 原 動 機 出 力 (kW)		
	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
参考事項			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙 2

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号					
名称及び型式					
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規模	面積 (㎡)				
	堆積能力 (t)				
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)					
堆積場がその中に設置されている建築物の概要					
使用及び管理の方法	散		装置の種類・型式・基数		
	装置の能力 (㎡/h)				
防じんカバナーの設置状況	水		装置の能力 (㎡/h)		
	散				
及び管理の方法	薬液の種類・名称				
	装置の種類・型式・基数				
	装置の能力 (㎡/h)				
	散布の方法				
	装置の種類・型式				
締固め					
その他					

- 備考
- 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
  - 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。
  - 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 L/h）、実施頻度等を記載すること。
  - その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
  - 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙 2

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号					
名称及び型式					
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規模	面積 (㎡)				
	堆積能力 (t)				
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)					
堆積場がその中に設置されている建築物の概要					
使用及び管理の方法	散		装置の種類・型式・基数		
	装置の能力 (㎡ <sup>3</sup> /h)				
防じんカバナーの設置状況	水		装置の能力 (㎡ <sup>3</sup> /h)		
	散				
及び管理の方法	薬液の種類・名称				
	装置の種類・型式・基数				
	装置の能力 (㎡ <sup>3</sup> /h)				
	散布の方法				
	装置の種類・型式				
締固め					
その他					

- 備考
- 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
  - 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。
  - 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 m<sup>3</sup>/h）、実施頻度等を記載すること。
  - その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
  - 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙 3

一般粉じん発生施設（コンベヤ）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号							
名称及び型式							
設置	年月日	年	月	日	年	月	日
着手	予定年月日	年	月	日	年	月	日
使用	開始予定年月日	年	月	日	年	月	日
規	ベルト幅 (cm) 又はバケット内容積 (m <sup>3</sup> )						
	単基の長さ (m) × 基数						
	ベルト又はバケットの速度 (m/分)						
機	運搬能力 (t/h)						
	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t/h)						
コンベヤがその中に設置されている建築物の概要							
使用及び管理の方法	集じん機の種類・型式						
	集じん機効率 (%)						
	送風機の原動機出力 (kW)						
	散置の種類・型式						
水	装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)						
	運搬量当たり散水量 (L/L)						
防じんカバーの設置状況							
その他							

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための措置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙 3

一般粉じん発生施設（コンベヤ）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号							
名称及び型式							
設置	年月日	年	月	日	年	月	日
着手	予定年月日	年	月	日	年	月	日
使用	開始予定年月日	年	月	日	年	月	日
規	ベルト幅 (cm) 又はバケット内容積 (m <sup>3</sup> )						
	単基の長さ (m) × 基数						
	ベルト又はバケットの速度 (m/分)						
機	運搬能力 (t/h)						
	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t/h)						
コンベヤがその中に設置されている建築物の概要							
使用及び管理の方法	集じん機の種類・型式						
	集じん機効率 (%)						
	送風機の原動機出力 (kW)						
	散置の種類・型式						
水	装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)						
	運搬量当たり散水量 (L/L)						
防じんカバーの設置状況							
その他							

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための措置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

## 別紙4

一般粉じん発生施設（破砕機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号				
名称及び型式				
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模	原動機の定格出力 (kW)			
	処理能力 (t/h)			
処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t/月)				
破砕機、摩砕機又はふるいがその中に設置されている建築物の概要				
使用及び管理の方法	集じん機の種類・型式			
	集じん機効率率 (%)			
	送風機の原動機出力 (kW)			
	散置の種類・型式			
	装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)			
水				
処理量当たり散水量 (L/t)				
防じんカバーの設置状況				
その他				
方 法				

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合

には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。

3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための措置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

## 別紙4

一般粉じん発生施設（破砕機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号				
名称及び型式				
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模	原動機の定格出力 (kW)			
	処理能力 (t/h)			
処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t/月)				
破砕機、摩砕機又はふるいがその中に設置されている建築物の概要				
使用及び管理の方法	集じん機の種類・型式			
	集じん機効率率 (%)			
	送風機の原動機出力 (kW)			
	散置の種類・型式			
	装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)			
水				
処理量当たり散水量 (L/t)				
防じんカバーの設置状況				
その他				
方 法				

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合

には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。

3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための措置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

都道府県知事 殿  
市

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の 印  
氏名  
電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を  
実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)
届出対象特定工事の元請業者又は自主 施工者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者の氏名	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、 保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掃き落とし、 切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去す るもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業
特定粉じん排出等作業の実施 の期間	自 年 月 日 ※整理番号 至 年 月 日 ※受理年月日
特定建築材料の種類	※審査結果 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。
特定建築材料の使用面積	m <sup>2</sup>
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。
特定粉じん排出等作業の概 要	建築物(耐火・準耐火・その他)※備 延べ面積 m <sup>2</sup> ( 階建) 考 その他工作物
届出対象特定工事の元請業者 又は自主施工者の現場責任者 の氏名及び連絡場所	電話番号
下請負人が特定粉じん排 出等作業を実施する場合 の当該下請負人の現場責 任者の氏名及び連絡場所	電話番号

備考

1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作  
業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれら  
の特定建築材料の使用箇所を記入すること。

2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場  
合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項の  
うち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定  
する事項を記載した書類と見なす。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産  
業規格A4とすること。

5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人  
にあつてはその代表者)が署名することができる。

都道府県知事 殿  
市

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の 印  
氏名  
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、  
次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)
特定工事を施工する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、 保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掃き落とし、 切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去す るもの)(次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業
特定粉じん排出等作業の実施 の期間	自 年 月 日 ※整理番号 至 年 月 日 ※受理年月日
特定建築材料の種類	※審査結果 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。
特定建築材料の使用面積	m <sup>2</sup>
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。
特定粉じん排出等作業の概 要	建築物(耐火・準耐火・その他)※備 延べ面積 m <sup>2</sup> ( 階建) 考 その他工作物
特定工事を施工する者の 現場責任者の氏名及び連 絡場所	電話番号
下請負人が特定粉じん排 出等作業を実施する場合 の当該下請負人の現場責 任者の氏名及び連絡場所	電話番号

備考

1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、  
主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。

2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場  
合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項の  
うち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定  
する事項を記載した書類と見なす。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産  
業規格A4とすること。

5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人  
にあつてはその代表者)が署名することができる。

## 特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が 大気汚染防止法第18条の19各号 に掲げる措置を当該各号に定め る方法により行うものでないこと は、その理由	
機種・型式・設置数	
集じん・排気装置 使用するファインタの種類及び その集じん効率(%)	(1時間当たり換気回数 回)
使用する資材及びその種類 その他の特定粉じんの排出又は 飛散の抑制方法	

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
  - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着剤等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
  - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
  - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

## 特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他
(新設)	(新設)
機種・型式・設置数	
集じん・排気装置 使用するファインタの種類及び その集じん効率(%)	(1時間当たり換気回数 回)
使用する資材及びその種類 その他の特定粉じんの排出又は 飛散の抑制方法	

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
  - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着剤等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
  - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
  - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事  
殿  
市

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
印  
届出者  
氏名

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類		※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
備考			

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印すること。代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 6 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事  
殿  
市

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
印  
届出者  
氏名

大気汚染防止法第18条の23第1項（第18条の24第1項、第18条の25第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類		※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
備考			

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印すること。代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 6 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

## 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号				
名称及び型式				
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模	伝 熱 面 積 ( $m^2$ )			
	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 $L/h$ )			
	原料の処理能力 ( $t/h$ )			
	火格子面積又は羽口面断面積 ( $m^2$ )			
変圧器の定格容量 (kVA)				
焼 却 能 力 ( $kg/h$ )				

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

## 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号				
名称及び型式				
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模	伝 熱 面 積 ( $m^2$ )			
	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 $L/h$ )			
	原料の処理能力 ( $t/h$ )			
	火格子面積又は羽口面断面積 ( $m^2$ )			
変圧器の定格容量 (kVA)				
焼 却 能 力 ( $kg/h$ )				

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回/日/月	時～時 時間/回/日/月	時～時 時間/回/日/月	時～時 時間/回/日/月
	季節変動				
原料（水銀等）の排出に影響のものに限る。）	種類				
	使用割合				
燃料（水銀等の排出に影響のものに限る。）	種類				
	燃料中の水銀等の含有割合				
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	湿り	最大	通常	最大	通常
	乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)	全				
	水				
水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	ガス状水銀				
	粒子状水銀				

備考 1 排出ガス量については、温度が常温であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。  
 2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。  
 3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。  
 4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法を記載すること。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回/日/月	時～時 時間/回/日/月	時～時 時間/回/日/月	時～時 時間/回/日/月
	季節変動				
原料（水銀等）の排出に影響のものに限る。）	種類				
	使用割合				
燃料（水銀等の排出に影響のものに限る。）	種類				
	燃料中の水銀等の含有割合				
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	最大	通常	最大	通常
	乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)	全				
	水				
水銀濃度 (μg/Nm <sup>3</sup> )	ガス状水銀				
	粒子状水銀				

備考 1 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。  
 2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。  
 3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法を記載すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式			
設置	年 月 日	年 月 日	
着手	年 月 日	年 月 日	
使用開始	年 月 日	年 月 日	
処理	排出ガス量 (mg/h)	最大 通常	最大 通常
	排出ガス温度 (°C)	処理前	処理後
	排出ガス中の酸素濃度 (%)	処理前	処理後
	水銀濃度 (µg/m <sup>3</sup> )	ガス状 水 粒子状 水	処理前 処理後 処理前 処理後
力	捕集効率 (%)	全水銀	水銀
		ガス状水銀	水銀
		粒子状水銀	水銀
使用状況	1日の使用回数	時～	時～
	及び月使用日数	回/日	回/日
備考	季節	変動	

1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。

2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

3 排出ガス量については、温度が常温であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。

4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大气污染防治法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式			
設置	年 月 日	年 月 日	
着手	年 月 日	年 月 日	
使用開始	年 月 日	年 月 日	
処理	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大 通常	最大 通常
	排出ガス温度 (°C)	処理前	処理後
	排出ガス中の酸素濃度 (%)	処理前	処理後
	水銀濃度 (µg/Nm <sup>3</sup> )	ガス状 水 粒子状 水	処理前 処理後 処理前 処理後
力	捕集効率 (%)	全水銀	水銀
		ガス状水銀	水銀
		粒子状水銀	水銀
使用状況	1日の使用回数	時～	時～
	及び月使用日数	回/日	回/日
備考	季節	変動	

1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。

2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大气污染防治法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

様式第3の6

受 理 書

第 号  
年 月 日

殿

都道府県知事 印  
市 長

年 月 日 次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	大気汚染防止法第18条の28第1項(第18条の29第1項、第18条の30第1項)
届 出 の 内 容	水銀排出施設の設置(水銀排出施設の使用、水銀排出施設の構造の変更、水銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更)
届 出 に 係 る 水 銀 類 排 出 施 設 の 種 類	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3の6

受 理 書

第 号  
年 月 日

殿

都道府県知事 印  
市 長

年 月 日 次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	大気汚染防止法第18条の23第1項(第18条の24第1項、第18条の25第1項)
届 出 の 内 容	水銀排出施設の設置(水銀排出施設の使用、水銀排出施設の構造の変更、水銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更)
届 出 に 係 る 水 銀 類 排 出 施 設 の 種 類	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 4

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

氏名又は名称及び住所並びに  
届出者 法人にあつてはその代表者の 印  
氏名

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 1 第 3 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	※整理番号	※受理年月日	年月日
変更内容	変更後	※施設番号		
変更年月日		※備考		

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
  - ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するものを全てを記載すること。

様式第 4

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

氏名又は名称及び住所並びに  
届出者 法人にあつてはその代表者の 印  
氏名

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 1 第 3 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 31 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	※整理番号	※受理年月日	年月日
変更内容	変更後	※施設番号		
変更年月日		※備考		

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
  - ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するものを全てを記載すること。

様式第 5

使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事  
殿  
市

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
印  
届出者  
氏名

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 の別 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	※整理番号	
工場又は事業場の名称	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	※施設番号	
施設の種類	※備考	
施設の設置場所		
使用廃止の年月日		年 月 日
使用廃止の理由		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するものを全て記載すること。

様式第 5

使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事  
殿  
市

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
印  
届出者  
氏名

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 の別 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	※整理番号	
工場又は事業場の名称	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	※施設番号	
施設の種類	※備考	
施設の設置場所		
使用廃止の年月日		年 月 日
使用廃止の理由		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するものを全て記載すること。

様式第 6

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事  
市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の 印  
届出者 氏名

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第 12 条第 3 項（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 の別 特定粉じん発生施設 （水銀排出施設）	※整理番号	
工場又は事業場の名称	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	※施設番号	
施設の種類		
施設の設置場所		
承継の年月日	年 月 日	
被承継者 氏名又は名称 住所	※備考	
承継の原	因	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するものを全てを記載すること。

様式第 6

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事  
市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の 印  
届出者 氏名

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第 12 条第 3 項（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 31 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 の別 特定粉じん発生施設 （水銀排出施設）	※整理番号	
工場又は事業場の名称	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	※施設番号	
施設の種類		
施設の設置場所		
承継の年月日	年 月 日	
被承継者 氏名又は名称 住所	※備考	
承継の原	因	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するものを全てを記載すること。

様式第7  
ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号  
測定者の氏名  
測定箇所

ばい煙	測定単位	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	測定方法	平均	最大	備考									
							排出ガス量	硫酸酸化物の濃度 (ppm)	硫酸酸化物の量 (mg/h)	ばいじん (g/m <sup>3</sup> )	C (g/m <sup>3</sup> )	酸素濃度 (%)	カドミウム及びその化合物 (mg/m <sup>3</sup> )	塩素 (mg/m <sup>3</sup> )	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> )
硫酸酸化物	排出ガス量	(m <sup>3</sup> /h)													
	硫酸酸化物の濃度 (ppm)														
	硫酸酸化物の量 (mg/h)														
ばいじん	Cs	(g/m <sup>3</sup> )													
	C	(g/m <sup>3</sup> )													
	酸素濃度 (%)														
カドミウム及びその化合物		(mg/m <sup>3</sup> )													
塩素		(mg/m <sup>3</sup> )													
塩化水素	Cs	(mg/m <sup>3</sup> )													
	C	(mg/m <sup>3</sup> )													
	酸素濃度 (%)														
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/m <sup>3</sup> )													
鉛及びその化合物		(mg/m <sup>3</sup> )													
窒素酸化物	Cs	(容量比 ppm)													
	C	(容量比 ppm)													
	酸素濃度 (%)														

備考

- 硫酸酸化物の排出ガス量及び硫酸酸化物の量については、温度が露点であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばいじん及び塩化水素のCs及びC並びにカドミウム及びその化合物、塩素、弗素、弗化水素及び弗化珪素並びに鉛及びその化合物については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 硫酸酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 硫酸酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫酸酸化物の濃度」の欄は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる陸揚物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。
- ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 日本産業規格K2301、日本産業規格K2541-1から2541-7まで若しくは日本産業規格M8813に定める方法により硫酸酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫酸酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

様式第7 (第15条関係)  
ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号  
測定者の氏名  
測定箇所

ばい煙	測定単位	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	測定方法	平均	最大	備考									
							排出ガス量	硫酸酸化物の濃度 (ppm)	硫酸酸化物の量 (mg/h)	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	C (g/Nm <sup>3</sup> )	酸素濃度 (%)	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	塩素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )
硫酸酸化物	排出ガス量	(Nm <sup>3</sup> /h)													
	硫酸酸化物の濃度 (ppm)														
	硫酸酸化物の量 (mg/h)														
ばいじん	Cs	(g/Nm <sup>3</sup> )													
	C	(g/Nm <sup>3</sup> )													
	酸素濃度 (%)														
カドミウム及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )													
塩素		(mg/Nm <sup>3</sup> )													
塩化水素	Cs	(mg/Nm <sup>3</sup> )													
	C	(mg/Nm <sup>3</sup> )													
	酸素濃度 (%)														
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/Nm <sup>3</sup> )													
鉛及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )													
窒素酸化物	Cs	(容量比 ppm)													
	C	(容量比 ppm)													
	酸素濃度 (%)														

備考

- 硫酸酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 硫酸酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫酸酸化物の濃度」の欄は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる陸揚物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。
- ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 日本産業規格K2301、日本産業規格K2541-1から2541-7まで若しくは日本産業規格M8813に定める方法により硫酸酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫酸酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

様式第7の2 水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号  
測定者の氏名  
測定箇所

	測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備	考
全	水 銀 (μg/m <sup>3</sup> )				
ガス	Cs (μg/m <sup>3</sup> )				
	C (μg/m <sup>3</sup> )				
粒子	酸素濃度 (%)				
	Cs (μg/m <sup>3</sup> )				
水	C (μg/m <sup>3</sup> )				
	酸素濃度 (%)				

- 備考
- 1 全水銀並びにガス状水銀及び粒子状水銀のCs及びCについては、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したものとす。
  - 2 Csの欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
  - 3 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
  - 4 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
  - 5 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時刻とす。

様式第7の2 (第16条の12関係) 水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号  
測定者の氏名  
測定箇所

	測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備	考
全	水 銀 (μg/N m <sup>3</sup> )				
ガス	Cs (μg/N m <sup>3</sup> )				
	C (μg/N m <sup>3</sup> )				
粒子	酸素濃度 (%)				
	Cs (μg/N m <sup>3</sup> )				
水	C (μg/N m <sup>3</sup> )				
	酸素濃度 (%)				

- 備考
- 1 Csの欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
  - 2 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
  - 3 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
  - 4 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とす。

様式第 8

表

第 号	第 号
大気汚染防止法第 26 条第 3 項の規定による身分証明書	大気汚染防止法第 26 条第 3 項の規定による身分証明書
職名及び氏名	職名及び氏名
年 月 日 出生	年 月 日 出生
年 月 日 発行	年 月 日 発行
年 月 日 限り有効	年 月 日 限り有効
環 境 大 臣 都 道 府 県 知 事 市	環 境 大 臣 都 道 府 県 知 事 市
印	印

裏

大気汚染防止法抜粋

第 26 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者、特定工事を実施する者若しくは水銀排出施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設の状態、特定施設事故の状況、揮発性有機化合物排出施設に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況、揮発性有機化合物排出施設の状態その他の必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場、解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場若しくは水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、特定処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、水銀排出施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立ち入検査は、緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第 1 項の規定により立ち入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立ち入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 31 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

四 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

様式第 8 (第 19 条関係)

表

第 号	第 号
大気汚染防止法第 26 条第 3 項の規定による身分証明書	大気汚染防止法第 26 条第 3 項の規定による身分証明書
職名及び氏名	職名及び氏名
年 月 日 出生	年 月 日 出生
年 月 日 発行	年 月 日 発行
年 月 日 限り有効	年 月 日 限り有効
環 境 大 臣 都 道 府 県 知 事 市	環 境 大 臣 都 道 府 県 知 事 市
印	印

裏

大気汚染防止法抜粋

第 26 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者、特定工事を実施する者若しくは水銀排出施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設の状態、特定施設事故の状況、揮発性有機化合物排出施設に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況、揮発性有機化合物排出施設の状態その他の必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは水銀排出施設を設置している者若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、特定処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、特定処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは水銀排出施設を設置している者若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは水銀排出施設を設置している者若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、特定処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立ち入検査は、緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第 1 項の規定により立ち入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立ち入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 31 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

四 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(大気汚染防止法施行規則の一部改正)

第二条 大気汚染防止法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(特定粉じん排出等作業の実施の届出)</p> <p>第十条の四 法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、<u>様式第三の五</u>による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水銀排出施設の設置等の届出)</p> <p>第十条の五 法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、<u>様式第三の六</u>による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(特定粉じん排出等作業の実施の届出)</p> <p>第十条の四 法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、<u>様式第三の四</u>による届出書によつてなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水銀排出施設の設置等の届出)</p> <p>第十条の五 法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、<u>様式第三の五</u>による届出書によつてなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

(水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書)

第十条の六 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の七による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十三条の二 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書(以下「フレキシブルディスク等」という。)により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。

一 四 (略)

五 様式第三の四による報告書

六 様式第三の五による届出書

七 様式第三の六(別紙一から別紙三までを含む。)による届出書

八 十 (略)

2 (略)

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

一 建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の

(水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書)

第十条の六 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十三条の二 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書(以下「フレキシブルディスク等」という。)により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。

一 四 (略)

(新設)

五 様式第三の四による届出書

六 様式第三の五(別紙一から別紙三までを含む。)による届出書

七 九 (略)

2 (略)

(新設)

対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもの

二 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第五号において同じ。）の合計額が百万円以上であるもの

三 工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

## 2

法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。

一 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項

三 解体等工事の実施の期間

四 解体等工事が前項第一号に掲げる建設工事に該当するときは、同号に規定する作業の対象となる床面積の合計

五 解体等工事が前項第二号又は第三号に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額

六 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類

七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（

第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要

3 建築物等の解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法により行うものとする。ただし、電子情報処理組織の使用が困難な場合は、様式第三の四による報告書によつて行うことをもつてこれに代えることができる。

第十六条の十二～第十六条の十四（略）

（被覆又は固着の方法）

第十六条の十五 法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第十六条の十三に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。

第十六条の十六～第十六条の二十一（略）

第十六条の十一～第十六条の十三（略）

（被覆又は固着の方法）

第十六条の十四 法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第十六条の十二に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。

第十六条の十五～第十六条の二十（略）

---

別表第三の三(第五条の二、第十六条の十八関係)  
(略)

---

別表第三の三(第五条の二、第十六条の十七関係)  
(略)

---

事前調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事  
殿  
市

氏名又は名称及び住所並びに  
報告者 法人に於ては、その代表者  
の氏名 印  
電話番号

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名			
解体等工事の場所			
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	年 月 日
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年 月 日	※受理年月日	年 月 日
建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積㎡(階建)	※審査結果	
	その他工作物		
	※備考		
解体の作業の対象となる床面積の合計			
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年 月 日		
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏名		
	講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)	
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称			

(新設)

建築材料の種類	事前調査の結果		特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠
	石綿含有	石綿無し	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①目視 ②設計図書等(④を除く。) ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①① <input type="checkbox"/> ②② <input type="checkbox"/> ③③ <input type="checkbox"/> ④④ <input type="checkbox"/> ⑤⑤ <input type="checkbox"/>

- 備考 1 解体の作業の対象となる床面種別の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
- 2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づき講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
- 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果の欄は、大气污染防治法施行規則第16条の5第2号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大气污染防治法及びこれに基づく命令中の特定工事に關する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の

- 
- 6 方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
  - 7 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 8 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の印  
氏名  
電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所 (届出対象特定工事の名称)			
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破壊以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	※整理番号 ※受理年月日 ※審査結果
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材		
特定建築材料の使用箇所	別紙のとおり。m <sup>2</sup>		
特定粉じん排出等作業の方法	建築物(耐火・準耐火・その他)※備考 延べ面積 m <sup>2</sup> (階建)		
特定建築材料の概対象となる建築物等の概要	その他工作物		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。  
2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号※印の欄には、記載しないこと。  
3 ※印の欄には、記載しないこと。大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の印  
氏名  
電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所 (届出対象特定工事の名称)			
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破壊以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	※整理番号 ※受理年月日 ※審査結果
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材		
特定建築材料の使用箇所	別紙のとおり。m <sup>2</sup>		
特定粉じん排出等作業の方法	建築物(耐火・準耐火・その他)※備考 延べ面積 m <sup>2</sup> (階建)		
特定建築材料の概対象となる建築物等の概要	その他工作物		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。  
2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号※印の欄には、記載しないこと。  
3 ※印の欄には、記載しないこと。大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第3の6

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

届出者 氏名  
氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の 印

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類	※施設番号	
水銀排出施設の構造	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。	
備考事項	※備考	

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。  
 2 ※印の欄には、記載しないこと。  
 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。  
 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することにより代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。  
 6 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

様式第3の5

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

届出者 氏名  
氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の 印

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類	※施設番号	
水銀排出施設の構造	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。	
備考事項	※備考	

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。  
 2 ※印の欄には、記載しないこと。  
 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。  
 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することにより代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。  
 6 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

様式第3の7

受 理 書

第 号  
年 月 日

殿

都道府県知事 印  
市 長

年 月 日 次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	大気汚染防止法第18条の28第1項(第18条の29第1項、第18条の30第1項)
届 出 の 内 容	水銀排出施設の設置(水銀排出施設の使用、水銀排出施設の構造の変更、水銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更)
届 出 に 係 る 水 銀 類 排 出 施 設 の 種 類	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3の6

受 理 書

第 号  
年 月 日

殿

都道府県知事 印  
市 長

年 月 日 次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	大気汚染防止法第18条の28第1項(第18条の29第1項、第18条の30第1項)
届 出 の 内 容	水銀排出施設の設置(水銀排出施設の使用、水銀排出施設の構造の変更、水銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更)
届 出 に 係 る 水 銀 類 排 出 施 設 の 種 類	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



(大気汚染防止法施行規則の一部改正)

第三条 大気汚染防止法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(解体等工事に係る調査の方法)            第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査(前号ただし書に規定する場合を除く。)については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行</p>	<p>(解体等工事に係る調査の方法)            第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p>

う者を除く。)は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。

三 第一号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に關する措置を講ずる場合は、この限りでない。

(解体等工事に係る説明の事項)

第十六条の七 法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項

四・五 (略)

(解体等工事に係る調査に關する記録等)

第十六条の八 法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記録は、次に掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるものいづれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項に限る。)について作成し、これを解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。

一・七 (略)

八 第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、当該調

二 前号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に關する措置を講ずる場合は、この限りでない。

(解体等工事に係る説明の事項)

第十六条の七 法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

(解体等工事に係る調査に關する記録等)

第十六条の八 法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記録は、次に掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるものいづれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項に限る。)について作成し、これを解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。

一・七 (略)

(新設)

査を行った者の氏名

九 (略)

十 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及びその根拠

2|| 第十六条の五第二号に規定する調査を行ったときは、前項の記録を、前項第八号に規定する者が第十六条の五第二号に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。

3| (略)

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 (略)

2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項（第十六条の七第三号並びに第十六条の八第一項第六号及び第九号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。

一 (略)

二 第十六条の七第一号及び第三号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項

三〇六 (略)

七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該

八 (略)

九 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及びその根拠

(新設)

2| (略)

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 (略)

2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。

一 (略)

二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項

三〇六 (略)

七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該

---

3  
・  
4 当しないときは、その根拠の概要  
(略)

---

3  
・  
4 当しないときは、その根拠の概要  
(略)

---

事前調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事  
市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
報告者 法人にあつては、その代表者 印  
の氏名  
電話番号

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名				
解体等工事の場所				
解体等工事の名称				
解体等工事の概要				
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	※整理番号	年 月 日
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年 月 日		※受理年月日	年 月 日
建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 m <sup>2</sup> ( 階建)		※備考	
	その他工作物			
解体の作業の対象となる床面積の合計				
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計				
事前調査を終了した年月日	年 月 日			
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏 名	講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)	
分析による調査を行った箇所				
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称				

事前調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事  
市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
報告者 法人にあつては、その代表者 印  
の氏名  
電話番号

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名				
解体等工事の場所				
解体等工事の名称				
解体等工事の概要				
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	※整理番号	年 月 日
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年 月 日		※受理年月日	年 月 日
建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 m <sup>2</sup> ( 階建)		※備考	
	その他工作物			
解体の作業の対象となる床面積の合計				
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計				
事前調査を終了した年月日	年 月 日			
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏 名	講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)	
分析による調査を行った箇所				
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称				

建築材料の種類	事前調査の結果		特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	石綿無し	①目視 ③分析 ⑤建築材料の製造年月日	②設計図書等(④を除く。) ④建築材料製造者による証明	⑥	⑦	⑧
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋根用折板断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
築業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。

2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づき講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。

3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築材料に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。

4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に關する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。

5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の

建築材料の種類	事前調査の結果		特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	石綿無し	①目視 ③分析 ⑤建築材料の製造年月日	②設計図書等(④を除く。) ④建築材料製造者による証明	⑥	⑦	⑧
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋根用折板断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
築業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。

2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づき講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。

3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築材料に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。

4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に關する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。

5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の

- 方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4とする。
- 8 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

- 方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4とする。
- 8 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

(大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車~~を定める省令の一部改正~~)

第四条 大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車~~を定める省令~~ (昭和四十三年運輸省令第五十八号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定 (題名を含む。以下この条において同じ。) の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>大気汚染防止法第二条第十七項の自動車及び原動機付自転車<del>を定める省令</del></p> <p>第一条 大気汚染防止法 (昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。) <u>第二条第十七項</u>の環境省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第七十四号) 第二条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特</p>	<p>大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車<del>を定める省令</del></p> <p>第一条 大気汚染防止法 (昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。) <u>第二条第十四項</u>の環境省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第七十四号) 第二条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特</p>

殊自動車及び小型特殊自動車であつて、ガソリン、軽油又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とするものとする。

第二条 法第二十条第十七項の環境省令で定める原動機付自転車は、ガソリンを燃料とする原動機付自転車とする。

殊自動車及び小型特殊自動車であつて、ガソリン、軽油又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とするものとする。

第二条 法第二十条第十四項の環境省令で定める原動機付自転車は、ガソリンを燃料とする原動機付自転車とする。

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）	第十八条の十五第三項、第十八条の二十三第一項	（新設）	（新設）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）	（略）	（略）	（略）
大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）	第十六条の十五第二項、第十六条の十六	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係） （略）	（略）	別表第一（第三条関係） （略）	（略）
大気汚染防止法施行規則 （昭和四十六年厚生省・ 通商産業省令第一号） （略）	第十六条の十六第二項、第十六条 の十七 （略）	大気汚染防止法施行規則 （昭和四十六年厚生省・ 通商産業省令第一号） （略）	第十六条の十五第二項、第十六条 の十六 （略）

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
別表第一(第三条関係) (略)	(略)	別表第一(第三条関係) (略)	(略)
大気汚染防止法施行規則 (昭和四十六年厚生省・ 通商産業省令第一号)	第十六条の八第二項、 第十六条の 十六第二項、 第十六条の十七	大気汚染防止法施行規則 (昭和四十六年厚生省・ 通商産業省令第一号)	第十六条の十六第二項、 第十六条 の十七
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の

施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び第六条の規定 令和四年四月一日
- 二 第三条及び第七条の規定 令和五年十月一日

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四、第十六条の四から第十六条の十六まで及び別表第七の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して十四日を経過する日以後に着手する解体等工事（改正法による改正前の大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解体等工事であつて、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた解体等工事に係る特定粉じん排出等作業の実

施の届出は、第一条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の様式第三の四による届出書によつてすることができる。